



平成23年12月16日

各 位

会 社 名 日本産業ホールディングズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 布山高士
コード番号 4352 札幌証券取引所
問合せ先 経営管理本部長 松本敬一
(TEL 03-5302-1901)

当社元子会社の事業実態について

当社は、過去に平成22年10月12日付「社外調査委員会受領に関するお知らせ」、平成23年8月10日付「社内調査報告書の調査結果について」及び平成23年11月24日付「(追加) 社内調査報告書の調査結果について」を発表してまいりましたが、その内容について、札幌証券取引所からの指摘を受け、再度精査を行い、下記の通り追加情報・訂正も含めて総括的な開示をさせていただきますのでお知らせいたします。

記

1. モバイルカイト事業を開始した経緯

当時の当社子会社であった株式会社アルファ・テクノロジー（以下「対象子会社」という。）において行っていたモバイルカイト事業（以下、「対象事業」という。）は、対象子会社の取締役であったA氏及びB氏の依頼に応じて、対象子会社に売上及び収益が計上されることを前提に、存在していた取引形態に他の取引関係者にも一定のメリットがある形態として、C氏が中心となった考案した取引形態であります。

対象子会社は対象事業を開始するにあたり、月々90百万円程度の売上があり、月々の入金を確認してはじめて、ソフトウェアの代金も含めた全ての月々の支払いを行う仕組みなので、利益は数百万円程しか確保できないものの、売上の入金の範囲内で月々の分割代金を支払うことでソフトウェアを取得でき、その取得したソフトウェアを利用して、更に広告依頼主を獲得しさらなる収益を得る可能性がある事業という前提で、当社及び対象子会社の取締役会や取締役懇談会の場で口頭ベースでの話を中心に対象事業を開始いたしました。

2. 対象事業の実態

対象事業は、対象子会社と契約関係にあるWeb上の広告のためのメディアを有する複数の業務委託先が、出会い系サイトを運営する複数の広告依頼主（元々は一体と見られる事業体）が要望する内容の広告を、当該メディア上に掲載し、各メディアに登録している会員に対してもメール配信を行うという実際の役務提供が行われる取引が従来から実在しておりました。対象子会社の対象事業はかかる実在の取引を前提に、対象子会社を帳簿上通過させた仲介取引でありました。

3. 対象子会社の役割

対象子会社はメール広告の配信のためのシステムの開発はなされており、対象子会社の有するサイトに登録するとメール配信を受けられたことは、当社及び監査の過程でも確認済みであることから、現にメール配信のためのシステムを保有し、新規のメール配信の業務を行うことを予定していたことがうかがえます。もっとも対象子会社が外食企業向け店舗にQRコードを設置し、モバイルカイトと称するサイトを通じて、メール配信先の会員確保を企図していたようであります。対象子会社が新規会員等実際にメール広告の配信先を確保できれば、出会い系サイトを運営する広告依頼主としては、広告掲載先が拡大するというメリットを享受でき、業務委託先としても、将来的に、対象子会社の広告掲載先を利用した業務の拡大を図ることができる利点があるため、広告依頼主及び業務委託先等にとってはメリットのあるスキームと考えられます。しかし、対象子会社が取引開始時点においては、かかる効果が実現されるかは必ずしも明確ではなく、また、実際にはそのような効果を生じさせるには至りませんでした。

しかも、上記2.にて記載のとおり、対象子会社が関与する際に、業務委託先等が広告掲載先となることを前提に広告依頼主が募られており、対象子会社のメール配信がなかったとしても事業として成立し得た状況が存在しておりました。その状況下において、対象子会社に対して、そのようなメール配信のみの対価として収益の分配がなされたとは認定しがたい事実が存在いたします。もっとも、対象子会社によるメール配信が、そのみで対価を収受できる程度のものでなかったとしても、業務委託先等にとっては、与信補完等を目的として対象子会社を仲介者とする仲介取引を行うことにメリットがあり、対象事業において、対象子会社に収益を分配する経済合理性があったものと考えられます。

本取引スキームにおいても、広告依頼主がいわば出会い系サイトの運営者であるということは業務委託先等にとっては、金融機関等から与信評価上良い評価を得られない要素となることが一般的には考えられ、上場会社の子会社である対象子会社を取引先として介在させることによる対外的な信用補完の効果を期待するという需要は存在したと思われま。

したがって、対象事業において、対象子会社は、メール配信自体は予定していたことがうかがわれますが、メール配信実績の認定が困難な状況においては、メール配信による手数料を収受していたと認定することはできず、結果的には、与信補完等の機能を果たす仲介者として仲介業務を行っていたと判断することが合理的であり、主としてかかる与信補完等を目的とする仲介業務に対する手数料を収受していたものと評価いたしました。

4. ソフトウェア開発について

上記3にて記載のとおり、対象子会社において、メール広告の配信のためのソフトウェアの開発はなされておらず、対象子会社の有するサイトに登録するとメール配信を受けることが出来たことは、当社及び監査の調査でも確認済みであります。当時、対象子会社はそのソフトウェアを60百万円程度の価値として、資産計上を行っておりました。その後、平成22年10月12日付「社外調査委員会受領に関するお知らせ」の結果及び平成23年8月10日付「社内調査報告書の調査結果について」の結果を踏まえて、当初当社として60百万円程度の価値として資産計上していたソフトウェアは、社内の調査の結果30百万円程度の価値はあると認定をいたしました。しかしながら、対象子会社がソフトウェアを利用したメール広告配信によって収益を得ていたとは認定できない点。ソフトウェア自身が対象事業においてその所有権等の権利義務関係が不明確であるという点。ソフトウェア開発を業務委託先へ委託する際に、形式的に複数の他社から見積りを取り寄せ、ソフトウェア開発費の妥当性を装っていたという点。

以上の点を踏まえて、ソフトウェア開発費を資産計上することは妥当ではなく、業務委託費名目の支出であったと判断し会計処理を行っております。

5. 当社が認識する問題点

対象事業を開始するにあたり、当社及び対象子会社においても稟議決裁手続きや取締役会決議など、適切な社内手続き及び意思決定過程を経ておりません。そのため対象事業に関する現存する情報が少なく、対象事業や取引先の実態及び取引内容を十分に把握できないという上場会社として到底容認できない状況が続いておりました。

また、当社元取締役で対象子会社担当であったD氏が対象事業の実態を十分に把握しておらず、かつD氏が対象子会社取締役含めた対象事業に関与した関係者や取引先へ調査協力をする必要性がなしとの指示を出したこと及び、A氏についても調査に協力しないとの意思を明確にしたため、対象事業の実態について把握できない事態が今日まで続いたことが大きな問題点と認識しております。

6. 今後の対応

当社は、今後、D氏含めた対象子会社取締役に対して善管注意義務違反による損害賠償請求を準備してまいります。また、一連の責任を取って当時の当社代表取締役会長であり、対象子会社取締役でもあった鮎川純太（現在当社取締役会長）から当社取締役辞任の申し出であり、近日中に当該辞任届を提出していただく予定であります。

以上